

付表2 特定小電力機器の試験方法の現状

整理番号	特定無線設備の種別 証明規則 第2条 第1項	省令 記号 (1又は 2文字)	略称	対象とする特定無線設備	試験方法	OTA 試験 方法 の有 無
第8号		Y	特定小電力機器	特定小電力無線局（施行規則第6条第4項第2号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備		
901	テレメーター、テレコントロール、データ伝送用					
	(7) 315MHz 帯				○	○
	(4) 400MHz 帯				○	—
	(4) 920MHz 帯				○	—
	(1) 1200MHz 帯				○	—
902	医療用テレメーター用				○	—
903	体内植込型医療用データ伝送用、体内植込型医療用遠隔計測用				○	○
904	国際輸送用データ伝送設備用、国際輸送用データ制御設備用				○	○
905	無線呼出用				○	—
906	ラジオマイク用				○	—
907	補聴援助用ラジオマイク用				○	—
908	無線電話用				○	—
909	音声アシスト用無線電話用				○	—
910	移動体識別用					
	(7) 2.4GHz 帯				○	○
	(4) 920MHz 帯				○	—
911	ミリ波レーダー用				○	—
912	移動体検知センサー用					
	(7) 10GHz 帯、24GHz 帯				○	○
	(4) 60GHz 帯				△	○
913	人・動物検知通報システム用				○	○

\* 凡例 \*

(1) 試験方法

- ：平成16年総務省告示第88号に規定する試験方法
- △：登録証明機関が総務大臣へ届け出た臨時試験方法

(2) OTA試験方法の有無

- ：OTA試験方法有り。
- ：OTA試験方法無し。